様式第１号（第４条関係）

事　前　協　議　書

　　 年 月 日

大崎市長　様

届出者 住　　所（所在地）

氏　　名（名称及び代表者）

電話番号

　　　　第９条第１項

大崎市景観条例　第９条第２項　の規定により，次のとおり届け出ます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 行為の場所 | 大崎市 | | |
| 行為の予定期間 | （着手予定）　　　　　　　　（完了予定）  　　 年 月 日 ～ 　　　 　 年 月 日 | | |
| 行為の種類 | □建築物 | | □新築　□増築　□改築　□移転  □外観の変更（修繕・模様替）□色彩の変更 |
| □工作物  （建築物を除く。） | | □新設　□増築　□改築　□移転  □外観の変更（修繕・模様替）□色彩の変更 |
| □開発行為等 | | |
| □屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積 | | |
| □土地の開墾，土石の採取，鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | | |
| 用途地域 | □第一種低層住専　　□第二種低層住専　　□第一種中高層住専  □第二種中高層住専　□第一種住居　　　　□第二種住居  □準住居　　　　　　□田園住居  □近商　　□商業　　□準工　　□工業　　□工業専用　　□指定なし | | |
| 景観形成基準の  区分  （建築物・工作物） | 土地利用 | □自然景観　　□田園景観　　□市街地景観 | |
| 景観資源 | □水辺景観　　　　　□沿道景観　　　□歴史景観  □文教・公共景観　　□にぎわい景観　□暮らし景観 | |
| 景観形成重点地区  （地区内の場合のみ） | 地区名称（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 届出内容に係る  照会先 | 住所（所在地）  氏名（名称及び担当者）　　　　　　　　電話番号 | | |
| 景観形成のために  特に配慮した事項 |  | | |
| ※受 付 |  | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 行　為　の　内　容 | 建築物 |  | 届　出　部　分 | 既　存　部　分 | 合　　　　計 |
| 敷地面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 建築面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 延べ面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 高　さ | ｍ | ｍ | ｍ |
| 構造 |  |  | － |
| 階　数 |  |  | － |
| 仕上材料  色彩 | 壁面 | | |
| 屋根 | | |
| 敷地の緑化 |  | | |
| 屋外広告物 | 有　　　　　　　　　　　　　　　　無  （種類・個数・色彩：　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 工作物 |  | 届　出　部　分 | 既　存　部　分 | 合　　　　計 |
| 種類 |  |  |  |
| 敷地面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 築造面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 高さ | ｍ | ｍ | ｍ |
| 構造 |  |  | － |
| 仕上材料  色彩 |  | | |
| 屋外広告物 | 有　　　　　　　　　　　　　　　　無  （種類・個数・色彩：　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 行　為　の　内　容 | 開発行為等 | 目的 |  |
| 開発区域面積 |  |
| 法面・擁壁の  高さ・長さ | ｍ　　　　　　　　　　　　　　ｍ |
| 法面・擁壁の  形状・修景方法 |  |
| 擁壁の仕上  材料・色彩 |  |
| 物件の  堆積 | 目的 |  |
| 高さ・面積 | ｍ　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 修景の方法 |  |
| 土地の  形質の  変更 | 採取物の種類 |  |
| 法面・擁壁の  高さ・長さ | ｍ　　　　　　　　　　　　　　ｍ |
| 修景の方法 |  |

注　１　「届出内容に係る照会先」欄は，設計者，施工者等届出者以外へ照会を希望する場合に記入すること。

２　「仕上材料」欄には，表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること（例　日本かわら，小口タイル，波型スレート等）。

３　色彩については，マンセル表色系による色彩記号で記入すること。

４　各欄内に記入しきれない場合は，添付する図書に詳しく記入すること。

５　※欄は，記入しないこと。

６　この協議書には，行為の種類に応じて別表に定める図書を添付すること。

７　行為の変更の届出にあっては，必要な部分を記載し，別表に定める図書のうち必要なものを添付すること。

様式第２号（第５条関係）

景 観 計 画 区 域 内 行 為 届 出 書

　　 年 月 日

大崎市長　様

届出者 住　　所（所在地）

氏　　名（名称及び代表者）

電話番号

景観法第１６条第１項の規定により，次のとおり届け出ます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 行為の場所 | 大崎市 | | |
| 行為の予定期間 | （着手予定）　　　　　　　　（完了予定）  　　 年 月 日 ～ 　　　 　 年 月 日 | | |
| 行為の種類 | □建築物 | | □新築　□増築　□改築　□移転  □外観の変更（修繕・模様替）□色彩の変更 |
| □工作物  （建築物を除く。） | | □新設　□増築　□改築　□移転  □外観の変更（修繕・模様替）□色彩の変更 |
| □開発行為等 | | |
| □屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積 | | |
| □土地の開墾，土石の採取，鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | | |
| 用途地域 | □第一種低層住専　　□第二種低層住専　　□第一種中高層住専  □第二種中高層住専　□第一種住居　　　　□第二種住居  □準住居　　　　　　□田園住居  □近商　　□商業　　□準工　　□工業　　□工業専用　　□指定なし | | |
| 景観形成基準の  区分  （建築物・工作物） | 土地利用 | □自然景観　　□田園景観　　□市街地景観 | |
| 景観資源 | □水辺景観　　　　　□沿道景観　　　□歴史景観  □文教・公共景観　　□にぎわい景観　□暮らし景観 | |
| 景観形成重点地区  （地区内の場合のみ） | 地区名称（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 届出内容に係る  照会先 | 住所（所在地）  氏名（名称及び担当者）　　　　　　　　電話番号 | | |
| 景観形成のために  特に配慮した事項 |  | | |
| ※受 付 |  | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 行　為　の　内　容 | 建築物 |  | 届　出　部　分 | 既　存　部　分 | 合　　　　計 |
| 敷地面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 建築面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 延べ面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 高　さ | ｍ | ｍ | ｍ |
| 構造 |  |  | － |
| 階　数 |  |  | － |
| 仕上材料  色彩 | 壁面 | | |
| 屋根 | | |
| 敷地の緑化 |  | | |
| 屋外広告物 | 有　　　　　　　　　　　　　　　　無  （種類・個数・色彩：　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 工作物 |  | 届　出　部　分 | 既　存　部　分 | 合　　　　計 |
| 種類 |  |  |  |
| 敷地面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 築造面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 高さ | ｍ | ｍ | ｍ |
| 構造 |  |  | － |
| 仕上材料  色彩 |  | | |
| 屋外広告物 | 有　　　　　　　　　　　　　　　　無  （種類・個数・色彩：　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 行　為　の　内　容 | 開発行為等 | 目的 |  |
| 開発区域面積 |  |
| 法面・擁壁の  高さ・長さ | ｍ　　　　　　　　　　　　　　ｍ |
| 法面・擁壁の  形状・修景方法 |  |
| 擁壁の仕上  材料・色彩 |  |
| 物件の  堆積 | 目的 |  |
| 高さ・面積 | ｍ　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 修景の方法 |  |
| 土地の  形質の  変更 | 採取物の種類 |  |
| 法面・擁壁の  高さ・長さ | ｍ　　　　　　　　　　　　　　ｍ |
| 修景の方法 |  |

注　１　「届出内容に係る照会先」欄は，設計者，施工者等届出者以外へ照会を希望する場合に記入すること。

２　「仕上材料」欄には，表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること（例　日本かわら，小口タイル，波型スレート等）。

３　色彩については，マンセル表色系による色彩記号で記入すること。

４　各欄内に記入しきれない場合は，添付する図書に詳しく記入すること。

５　※欄は，記入しないこと。

６　この届出書には，行為の種類に応じて別表に定める図書を添付すること。

様式第３号（第５条関係）

景 観 計 画 区 域 内 行 為 変 更 届 出 書

　　 年 月 日

大崎市長　様

届出者 住　　所（所在地）

氏　　名（名称及び代表者）

電話番号

景観法第１６条第２項の規定により，次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 行為の場所 | 大崎市 |
| 当初の届出年月日 | 年 月 日 |
| 変更部分に係る  行為の着手予定日 | 年 月 日 |
| 変更部分に係る  行為の完了予定日 | 年 月 日 |
| 変更の内容 | （変更前） |
| （変更後） |
| ※受 付 |  |

注　※欄は，記入しないこと。

様式第４号（第６条関係）

景 観 計 画 区 域 内 行 為 通 知 書

　　 年 月 日

大崎市長　様

届出者 住　　所（所在地）

氏　　名（名称及び代表者）

電話番号

景観法第１６条第５項の規定により，次のとおり通知します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 行為の場所 | 大崎市 | | |
| 行為の予定期間 | （着手予定）　　　　　　　　（完了予定）  　　 年 月 日 ～ 　　　 　 年 月 日 | | |
| 行為の種類 | □建築物 | | □新築　□増築　□改築　□移転  □外観の変更（修繕・模様替）□色彩の変更 |
| □工作物  （建築物を除く。） | | □新設　□増築　□改築　□移転  □外観の変更（修繕・模様替）□色彩の変更 |
| □開発行為等 | | |
| □屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積 | | |
| □土地の開墾，土石の採取，鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | | |
| 用途地域 | □第一種低層住専　　□第二種低層住専　　□第一種中高層住専  □第二種中高層住専　□第一種住居　　　　□第二種住居  □準住居　　　　　　□田園住居  □近商　　□商業　　□準工　　□工業　　□工業専用　　□指定なし | | |
| 景観形成基準の  区分  （建築物・工作物） | 土地利用 | □自然景観　　□田園景観　　□市街地景観 | |
| 景観資源 | □水辺景観　　　　　□沿道景観　　　□歴史景観  □文教・公共景観　　□にぎわい景観　□暮らし景観 | |
| 景観形成重点地区  （地区内の場合のみ） | 地区名称（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 通知内容に係る  照会先 | 住所（所在地）  氏名（名称及び担当者）　　　　　　　　電話番号 | | |
| 景観形成のために  特に配慮した事項 |  | | |
| ※受 付 |  | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 行　為　の　内　容 | 建築物 |  | 届　出　部　分 | 既　存　部　分 | 合　　　　計 |
| 敷地面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 建築面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 延べ面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 高　さ | ｍ | ｍ | ｍ |
| 構造 |  |  | － |
| 階　数 |  |  | － |
| 仕上材料  色彩 | 壁面 | | |
| 屋根 | | |
| 敷地の緑化 |  | | |
| 屋外広告物 | 有　　　　　　　　　　　　　　　　無  （種類・個数・色彩：　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 工作物 |  | 届　出　部　分 | 既　存　部　分 | 合　　　　計 |
| 種類 |  |  |  |
| 敷地面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 築造面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 高さ | ｍ | ｍ | ｍ |
| 構造 |  |  | － |
| 仕上材料  色彩 |  | | |
| 屋外広告物 | 有　　　　　　　　　　　　　　　　無  （種類・個数・色彩：　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 行　為　の　内　容 | 開発行為等 | 目的 |  |
| 開発区域面積 |  |
| 法面・擁壁の  高さ・長さ | ｍ　　　　　　　　　　　　　　ｍ |
| 法面・擁壁の  形状・修景方法 |  |
| 擁壁の仕上  材料・色彩 |  |
| 物件の  堆積 | 目的 |  |
| 高さ・面積 | ｍ　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 修景の方法 |  |
| 土地の  形質の  変更 | 採取物の種類 |  |
| 法面・擁壁の  高さ・長さ | ｍ　　　　　　　　　　　　　　ｍ |
| 修景の方法 |  |

注　１　「通知内容に係る照会先」欄は，設計者，施工者等届出者以外へ照会を希望する場合に記入すること。

２　「仕上材料」欄には，表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること（例　日本かわら，小口タイル，波型スレート等）。

３　色彩については，マンセル表色系による色彩記号で記入すること。

４　各欄内に記入しきれない場合は，添付する図書に詳しく記入すること。

５　※欄は，記入しないこと。

６　この通知書には，行為の種類に応じて別表に定める図書を添付すること。

様式第５号（第８条関係）

適　合　通　知　書

第　　　　　　号

　　 年 月 日

　住所（所在地）

　氏名（名称及び代表者）　　　　　　　　　　様

大崎市長

　　　　年　　月　　日付けで届け出のあった次の行為については，大崎市景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めたので通知します。なお，景観法第１８条第２項の規定により，次のとおり行為の着手の制限を解除します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 行為の場所 | 大崎市 | | |
| 行為の予定期間 | （着手予定）　　　　　　　　（完了予定）  　　 年 月 日 ～ 　　　 　 年 月 日 | | |
| 行為の種類 | □建築物 | | □新築　□増築　□改築　□移転  □外観の変更（修繕・模様替）　□色彩の変更 |
| □工作物  （建築物を除く。） | | □新設　□増築　□改築　□移転  □外観の変更（修繕・模様替）　□色彩の変更 |
| □開発行為等 | | |
| □屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積 | | |
| □土地の開墾，土石の採取，鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | | |
| 景観形成基準の  区分  （建築物・工作物） | 土地利用 | □自然景観　　□田園景観　　□市街地景観 | |
| 景観資源 | □水辺景観　　　　　□沿道景観　　　□歴史景観  □文教・公共景観　　□にぎわい景観　□暮らし景観 | |
| 景観形成重点地区  （地区内の場合のみ） | 地区名称（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| その他指導事項 | | | |

様式第６号（第９条関係）

命　　令　　書

第　　　　　　号

　　 年 月 日

　住所（所在地）

　氏名（名称及び代表者）　　　　　　　　　　様

大崎市長

　　　　年　　月　　日付けで届け出のあった次の行為については，大崎市景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めたので，景観法第１７条第１項又は第５項の規定により，次のとおり命令します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 行為の場所 | 大崎市 | | |
| 行為の予定期間 | （着手予定）　　　　　　　　（完了予定）  　　 年 月 日 ～ 　　　 　 年 月 日 | | |
| 行為の種類 | □建築物 | | □新築　□増築　□改築　□移転  □外観の変更（修繕・模様替）　□色彩の変更 |
| □工作物  （建築物を除く。） | | □新設　□増築　□改築　□移転  □外観の変更（修繕・模様替）　□色彩の変更 |
| □開発行為等 | | |
| □屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積 | | |
| □土地の開墾，土石の採取，鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | | |
| 景観形成基準の  区分  （建築物・工作物） | 土地利用 | □自然景観　　□田園景観　　□市街地景観 | |
| 景観資源 | □水辺景観　　　　　□沿道景観　　　□歴史景観  □文教・公共景観　　□にぎわい景観　□暮らし景観 | |
| 景観形成重点地区  （地区内の場合のみ） | 地区名称（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 命令事項 | | | |

　　１　この決定に不服がある場合には，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，大崎市長に対して審査請求をすることができます。なお，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても，この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

　　２　この決定については，この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，大崎市を被告として(訴訟において大崎市を代表するものは大崎市長となります。)，処分の取消しの訴えを提起することができます。なお，この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても，この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし，上記１の審査請求をした場合には，当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第７号（第１０条関係）

（表）

|  |
| --- |
| 身分証明書  所属  職名  氏名  　　年　　月　　日生  　この者は，景観法（平成１６年法律第１１０号）第１７条第６項の規定により原状回復等を行おうとする者及び同条第７項の規定により立入検査又は立入調査をする者であることを証明する。  　有効期限　　　　年　　月　　日まで  　　　　　　年　　月　　日  大崎市長 |

（裏）

|  |
| --- |
| 景観法（抜粋）  第１７条　景観行政団体の長は，（略）特定届出対象行為（略）について，（略）必要な措置をとることを命ずることができる。（以下略）  ２～５ （略）  ６　前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（略）を命じようとする場合において，過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは，景観行政団体の長は，その者の負担において，当該原状回復等を自ら行い，又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。（以下略）  ７　景観行政団体の長は，（略）景観行政団体の職員に，当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り，特定届出対象行為の実施状況を検査させ，若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。  ８　第６項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は，その身分を示す証明書を携帯し，関係人の請求があった場合においては，これを提示しなければならない。  ９　第７項の規定による立入検査又は立入調査の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 |

様式第８号（第１１条関係）

景 観 計 画 区 域 内 行 為　完 了 （ 中 止 ） 報 告 書

　　 年 月 日

大崎市長　様

報告者 住　　所（所在地）

氏　　名（名称及び代表者）

電話番号

年　　月　　日付けで届け出のあった次の行為については，大崎市景観条例第１５条の規定により，次のとおり報告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 行為の場所 | | 大崎市 |
| 完了（中止）日 | | 年 月 日 |
| 法第１６条第１項の規定による行為の届出年月日 | | 年 月 日 |
|  | 適合通知書  年月日・番号 | 年 月 日（　　　　　　　　） |
| 法第１６条第２項の規定による行為の変更届出年月日 | | 年 月 日 |
|  | 適合通知書  年月日・番号 | 年 月 日（　　　　　　　　） |
| 報告内容に係る  照会先 | | 住所（所在地）  氏名（名称及び担当者）  電話番号 |
| 行為を中止した  ときはその理由 | |  |
| ※受 付 | |  |

注　１　完了（中止）のうち，不要な事項を二重線で消すこと。

２　「報告内容に係る照会先」欄は，設計者，施工者等報告者以外へ照会を希望する場合に記入すること。

３　※欄は，記入しないこと。

４　完了の場合は，完成写真を添付すること。

様式第９号（第１２条関係）

景 観 計 画 区 域 内 行 為 指 導・勧 告 書

第　　　　　　号

　　 年 月 日

　住所（所在地）

　氏名（名称及び代表者）　　　　　　　　　　様

大崎市長

　　　　年　　月　　日付けで届け出のあった次の行為については，大崎市景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めたので，景観法第１６条第３項，大崎市景観条例第１６条第１項，第２項の規定により必要な措置を講ずるよう，次のとおり指導・勧告します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 行為の場所 | 大崎市 | | |
| 行為の予定期間 | （着手予定）　　　　　　　　（完了予定）  　　 年 月 日 ～ 　　　 　 年 月 日 | | |
| 行為の種類 | □建築物 | | □新築　□増築　□改築　□移転  □外観の変更（修繕・模様替）　□色彩の変更 |
| □工作物  （建築物を除く。） | | □新設　□増築　□改築　□移転  □外観の変更（修繕・模様替）　□色彩の変更 |
| □開発行為等 | | |
| □屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積 | | |
| □土地の開墾，土石の採取，鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | | |
| 景観形成基準の  区分  （建築物・工作物） | 土地利用 | □自然景観　　□田園景観　　□市街地景観 | |
| 景観資源 | □水辺景観　　　　　□沿道景観　　　□歴史景観  □文教・公共景観　　□にぎわい景観　□暮らし景観 | |
| 景観形成重点地区  （地区内の場合のみ） | 地区名称（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 指導・勧告事項 | | | |

様式第１０号（第１３条関係）

公　表　通　知　書

　　 年 月 日

　住所（所在地）

　氏名（名称及び代表者）　　　　　　　　　　様

大崎市長

　　　　年　　月　　日付け第　　号で勧告又は命令した旨及び内容を，大崎市景観条例第１６条第３項の規定により公表するので通知します。

意見がある場合は，同条例第１６条第４項の規定により，以下の期限までに意見を提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 公表の理由 |  |
| 公表に対する意見  陳述書の提出期限 | 年　　　月　　　日 |
| 提出先 |  |

様式第１１号（第１６条関係）

景 観 重 要 建 造 物 指 定 提 案 書

　　 年 月 日

大崎市長　様

提案者 住　　所（所在地）

氏　　名（名称及び代表者）

電話番号

　 　　　　　　　　　 第２０条第１項

景観重要建造物の指定について，景観法 第２０条第２項　の規定により，次のとおり提案します。

|  |  |
| --- | --- |
| 建造物の名称 |  |
| 建造物の所在地 | 大崎市 |
| 所有者の住所  及び氏名 | 住所  氏名 |
| 建造物の外観の特徴 |  |
| 提案理由 |  |
| ※受 付 |  |

注　１　※欄は，記入しないこと。

　　２　以下の書類を添付すること。

□当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺２，５００分の１

以上の図面

□道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物の写真

□景観法第２０条第１項の合意又は同条第２項の同意を得たことを証する書類

様式第１２号（第１６条関係）

景 観 重 要 建 造 物 の 指 定 を し な い 旨 の 通 知 書

第　　　　　　号

　　 年 月 日

　住所（所在地）

　氏名（名称及び代表者）　　　　　　　　　　様

大崎市長

　　　　年　　月　　日付けで景観重要建造物の指定について提案された建造物は，景観重要建造物に指定しないこととしたので，景観法第２０条第３項の規定により，次のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 建造物の名称 |  |
| 建造物の所在地 |  |
| 指定をしない  理由 |  |

様式第１３号（第１７条関係）

景 観 重 要 建 造 物 指 定 通 知 書

第　　　　　　号

　　 年 月 日

　住所（所在地）

　氏名（名称及び代表者）　　　　　　　　　　様

大崎市長

　　　　年　　月　　日付けで景観重要建造物の指定について提案された建造物は，景観法第１９条第１項の規定により景観重要建造物に指定したので，同法第２１条第１項の規定により，次のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 指定番号 | 第　　　　　号 |
| 指定の年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 建造物の名称 |  |
| 建造物の所在地 | 大崎市 |
| 所有者の住所  及び氏名 | 住所  氏名 |
| 指定の理由となった  外観の特徴 |  |
| 備考 |  |

様式第１４号（第１９条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **景観重要建造物**  **第　　　　　　　　　号**  **この建造物は，景観法により指定された**  **景観重要建造物です。貴重な財産を市民**  **みんなで大切に守りましょう。**  **年　　月　　日指定**  **大崎市** | ３０cm |  | |  |
|  |
|  |  | ２１cm |
|  | 備考　標識の寸法は，設置場所の状況等により支障がある場合にあっては，この限りでない。 |  |  |  |

様式第１５号（第２０条関係）

景 観 重 要 建 造 物 管 理 改 善 命 令 書

第　　　　　　号

　　 年 月 日

　住所（所在地）

　氏名（名称及び代表者）　　　　　　　　　　様

大崎市長

　　　　年　　月　　日付け第　　号で指定された景観重要建造物について，大崎市景観条例第２０条に規定する景観重要建造物の管理の方法の基準に従い適切に管理されていないので，景観法第２６条の規定により，管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を，次のとおり命じます。

|  |  |
| --- | --- |
| 建造物の名称 |  |
| 指定番号 | 第　　　　　号 |
| 指定の年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 命令の理由 |  |
| とるべき措置 |  |
| 履行期限 | 年　　　月　　　日 |
| 報告期限 | 年　　　月　　　日 |
| 報告先 |  |

　　１　この決定に不服がある場合には，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，大崎市長に対して審査請求をすることができます。なお，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても，この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

　　２　この決定については，この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，大崎市を被告として(訴訟において大崎市を代表するものは大崎市長となります。)，処分の取消しの訴えを提起することができます。なお，この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても，この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし，上記１の審査請求をした場合には，当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第１６号（第２０条関係）

景 観 重 要 建 造 物 管 理 改 善 勧 告 書

第　　　　　　号

　　 年 月 日

　住所（所在地）

　氏名（名称及び代表者）　　　　　　　　　　様

大崎市長

　　　　年　　月　　日付け第　　号で指定された景観重要建造物について，景観重要建造物の管理の方法の改善その他管理に関し，景観法第２６条の規定により，次のとおり勧告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 建造物の名称 |  |
| 指定番号 | 第　　　　　号 |
| 指定の年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 勧告の理由 |  |
| とるべき措置 |  |
| 履行期限 | 年　　　月　　　日 |
| 報告期限 | 年　　　月　　　日 |
| 報告先 |  |

様式第１７号（第２１条関係）

景 観 重 要 建 造 物 指 定 解 除 通 知 書

第　　　　　号

年　　月　　日

　住所（所在地）

　氏名（名称及び代表者）　　　　　　　　　　様

大崎市長

　　　　年　　月　　日付け第　　号で指定された景観重要建造物について，景観重要建造物の指定を解除したので，景観法第２７条第３項の規定により，次のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 建造物の名称 |  |
| 指定番号 | 第　　　　　号 |
| 指定の年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 建造物の  所在地 | 大崎市 |
| 所有者の住所及び氏名 | 住所  氏名 |
| 指定の解除年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 指定の解除理由 |  |

様式第１８号（第２３条関係）

景 観 重 要 建 造 物 所 有 者 変 更 届 出 書

年　　月　　日

大崎市長　様

届出者 住　　所（所在地）

氏　　名（名称及び代表者）

電話番号

　　　年　　月　　日付け第　　号で指定された景観重要建造物について，景観重要建造物の所有者を変更したので，景観法第４３条の規定により，次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 建造物の名称 |  |
| 指定番号 | 第　　　　　号 |
| 指定の年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 建造物の  所在地 | 大崎市 |
| 新所有者の住所及び氏名 | 住所  氏名 |
| 旧所有者の住所及び氏名 | 住所  氏名 |
| ※受 付 |  |

注　※欄は，記入しないこと。

様式第１９号（第２４条関係）

景 観 重 要 樹 木 指 定 提 案 書

　　 年 月 日

大崎市長　様

提案者 住　　所（所在地）

氏　　名（名称及び代表者）

電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　 　第２９条第１項

景観重要樹木の指定について，景観法 第２９条第２項　の規定により，次のとおり提案します。

|  |  |
| --- | --- |
| 樹木の樹種 |  |
| 樹木の所在地 | 大崎市 |
| 所有者の住所  及び氏名 | 住所  氏名 |
| 樹容の特徴 |  |
| 提案理由 |  |
| ※受 付 |  |

注　１　※欄は，記入しないこと。

　　２　以下の書類を添付すること。

□当該樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺２，５００分の１以上の図面

□道路その他の公共の場所から撮影した当該樹木の写真

□景観法第２９条第１項の合意又は同条第２項の同意を得たことを証する書類

様式第２０号（第２４条関係）

景 観 重 要 樹 木 の 指 定 を し な い 旨 の 通 知 書

第　　　　　　号

　　 年 月 日

　住所（所在地）

　氏名（名称及び代表者）　　　　　　　　　　様

大崎市長

　　　　年　　月　　日付けで景観重要樹木の指定について提案された樹木は，景観重要樹木に指定しないこととしたので，景観法第２９条第３項の規定により，次のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 樹木の樹種 |  |
| 樹木の所在地 |  |
| 指定をしない  理由 |  |

様式第２１号（第２５条関係）

景 観 重 要 樹 木 指 定 通 知 書

第　　　　　　号

　　 年 月 日

　住所（所在地）

　氏名（名称及び代表者）　　　　　　　　　　様

大崎市長

　　　　年　　月　　日付けで景観重要樹木の指定について提案された樹木は，景観法第２８条第１項の規定により景観重要樹木に指定したので，同法第３０条第１項の規定により，次のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 指定番号 | 第　　　　　号 |
| 指定の年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 樹木の樹種 |  |
| 樹木の所在地 | 大崎市 |
| 所有者の住所  及び氏名 | 住所  氏名 |
| 指定の理由となった  樹容の特徴 |  |
| 備考 |  |

様式第２２号（第２７条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **景観重要樹木**  **第　　　　　　　　　号**  **この樹木は，景観法により指定された**  **景観重要樹木です。貴重な財産を市民**  **みんなで大切に守りましょう。**  **年　　月　　日指定**  **大崎市** | ３０cm |  | |  |
|  |
|  |  | ２１cm |
|  | 備考　標識の寸法は，設置場所の状況等により支障がある場合にあっては，この限りでない。 |  |  |  |

様式第２３号（第２８条関係）

景 観 重 要 樹 木 管 理 改 善 命 令 書

第　　　　　　号

　　 年 月 日

　住所（所在地）

　氏名（名称及び代表者）　　　　　　　　　　様

大崎市長

　　　　年　　月　　日付け第　　号で指定された景観重要樹木について，大崎市景観条例第２２条に規定する景観重要樹木の管理の方法の基準に従い適切に管理されていないので，景観法第３４条の規定により，管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を，次のとおり命じます。

|  |  |
| --- | --- |
| 樹木の樹種 |  |
| 指定番号 | 第　　　　　号 |
| 指定の年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 命令の理由 |  |
| とるべき措置 |  |
| 履行期限 | 年　　　月　　　日 |
| 報告期限 | 年　　　月　　　日 |
| 報告先 |  |

　　１　この決定に不服がある場合には，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，大崎市長に対して審査請求をすることができます。なお，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても，この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

　　２　この決定については，この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，大崎市を被告として(訴訟において大崎市を代表するものは大崎市長となります。)，処分の取消しの訴えを提起することができます。なお，この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても，この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし，上記１の審査請求をした場合には，当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第２４号（第２８条関係）

景 観 重 要 樹 木 管 理 改 善 勧 告 書

第　　　　　　号

　　 年 月 日

　住所（所在地）

　氏名（名称及び代表者）　　　　　　　　　　様

大崎市長

　　　　年　　月　　日付け第　　号で指定された景観重要樹木について，景観重要樹木の管理の方法の改善その他管理に関し，景観法第３４条の規定により，次のとおり勧告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 樹木の樹種 |  |
| 指定番号 | 第　　　　　号 |
| 指定の年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 勧告の理由 |  |
| とるべき措置 |  |
| 履行期限 | 年　　　月　　　日 |
| 報告期限 | 年　　　月　　　日 |
| 報告先 |  |

様式第２５号（第２９条関係）

景 観 重 要 樹 木 指 定 解 除 通 知 書

第　　　　　号

年　　月　　日

　住所（所在地）

　氏名（名称及び代表者）　　　　　　　　　　様

大崎市長

　　　　年　　月　　日付け第　　号で指定された景観重要樹木について，景観重要樹木の指定を解除したので，景観法第３５条第３項の規定により，次のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 樹木の樹種 |  |
| 指定番号 | 第　　　　　号 |
| 指定の年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 樹木の所在地 | 大崎市 |
| 所有者の住所及び氏名 | 住所  氏名 |
| 指定の解除年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 指定の解除理由 |  |

様式第２６号（第３１条関係）

景 観 重 要 樹 木 所 有 者 変 更 届 出 書

年　　月　　日

大崎市長　様

届出者 住　　所（所在地）

氏　　名（名称及び代表者）

電話番号

　　　年　　月　　日付け第　　号で指定された景観重要樹木について，景観重要樹木の所有者を変更したので，景観法第４３条の規定により，次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 樹木の樹種 |  |
| 指定番号 | 第　　　　　号 |
| 指定の年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 樹木の所在地 | 大崎市 |
| 新所有者の住所及び氏名 | 住所  氏名 |
| 旧所有者の住所及び氏名 | 住所  氏名 |
| ※受 付 |  |

注　※欄は，記入しないこと。

様式第２７号（第３２条関係）

景 観 づ く り 市 民 協 定 認 定 申 請 書

　　 年 月 日

大崎市長　様

申請者 住　　所（所在地）

氏　　名（名称及び代表者）

電話番号

　大崎市景観条例第２４条の規定により，景観づくり市民協定の認定を受けたいので，関係書類を添えて申請します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 景観づくり市民協定  の名称 |  | | | | | |
| 土地所有者等の  人数 | 土地の  所有者 | 土地の  借地権者 | 法第９１条第  １項の規定に  よる借主 | 法第９１条第  ２項の規定に  よる権利者 | | 合　　　計 |
| 人 | 人 | 人 | 人 | | 人 |
| 景観づくり市民協定  の区域 | 大崎市 | | | | | |
| 景観づくり市民協定の  有効期間 | 年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで | | | | | |
| ※認定年月日  年　　　月　　　日 | | | | | ※受付 | |
| ※認定番号  第　　　　　　　号 | | | | |

注　１　※欄は，記入しないこと。

　　２　以下の書類を添付すること。

　　　　□　協定書の写し

　　　　□　協定の対象となる区域を示す図面

　　　　□　協定を締結しようとする者の代表者であることを証する書類

　　　　□　前３号に掲げるもののほか，市長が必要と認める図書様式第２８号（第３３条関係）

景 観 づ く り 市 民 協 定 認 定 通 知 書

第　　　　　　号

　　 年 月 日

　住所（所在地）

　氏名（名称及び代表者）　　　　　　　　　　様

大崎市長

年 月 日に申請のあった景観づくり市民協定の認定について，大崎市景観条例第２４条第２項の規定により，景観づくり市民協定として認定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 景観づくり市民協定の名称 |  |
| 景観づくり市民協定区域 |  |
| 認　定　番　号 | 第　　　　号 |
| 認　定　年　月　日 | 年　　　月　　　日 |
| 備　　　　　考 |  |

様式第２９号（第３３条関係）

景観づくり市民協定の認定をしない旨の通知書

第　　　　　　号

　　 年 月 日

　住所（所在地）

　氏名（名称及び代表者）　　　　　　　　　　様

大崎市長

年 月 日に申請のあった景観づくり市民協定の認定について，認定しないこととしましたので大崎市景観条例施行規則第３３条第３項の規定により，次のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 景観づくり市民協定の名称 |  |
| 認定しない理由 |  |
| 付　　　　　記 |  |

様式第３０号（第３５条関係）

景 観 づ く り 市 民 協 定 変 更 届 出 書

　　 年 月 日

大崎市長　様

届出者 住　　所（所在地）

氏　　名（名称及び代表者）

電話番号

年　　月　　日付け第　　号で認定した景観づくり市民協定について，大崎市景観条例第２４条第４項の規定により，景観づくり市民協定の変更をしたいので次のとおり届け出ます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 景観づくり市民協定  の名称 | |  | | | | | |
| 景観づくり市民協定の  認定年月日 | | 年　　　　月　　　　日 | | | | | |
| 景観づくり市民協定の  認定番号 | | 第　　　　　　　　　号 | | | | | |
| 変更後の  土地所有者等の  人数 | | 土地の  所有者 | 土地の  借地権者 | 法第９１条第  １項の規定に  よる借主 | 法第９１条第  ２項の規定に  よる権利者 | | 合　　　計 |
| 人 | 人 | 人 | 人 | | 人 |
| 変更事項 | 変更前 |  | | | | | |
| 変更後 |  | | | | | |
| 変更の理由 | |  | | | | | |
| ※認定年月日  年　　　月　　　日 | | | | | | ※受付 | |
| ※認定番号  第　　　　　　　号 | | | | | |

注　１　※欄は，記入しないこと。

　　２　以下の書類を添付すること。

　　　　□　変更後の協定書の写し

　　　　□　協定を変更した理由書

　　　　□　協定の対象となる区域を変更した場合は，当該変更後の区域を示す図面

　　　　□　前３号に掲げるもののほか，市長が必要と認める図書

様式第３１号（第３６条関係）

景 観 づ く り 市 民 協 定 廃 止 届 出 書

　　 年 月 日

大崎市長　様

届出者 住　　所（所在地）

氏　　名（名称及び代表者）

電話番号

年　　月　　日付け第　　号で認定した景観づくり市民協定について，大崎市景観条例第２４条第４項の規定により景観づくり市民協定を廃止したいので，次のとおり届け出ます。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 景観づくり市民協定  の名称 |  | | | | | |
| 景観づくり市民協定の  認定年月日 | 年　　　　月　　　　日 | | | | | |
| 景観づくり市民協定の  認定番号 | 第　　　　　　　　　号 | | | | | |
| 土地所有者等の  人数 | 土地の  所有者 | 土地の  借地権者 | 法第９１条第  １項の規定に  よる借主 | 法第９１条第  ２項の規定に  よる権利者 | | 合　　　計 |
| 人 | 人 | 人 | 人 | | 人 |
| 景観協定廃止  合意者の人数  及び割合 | 人 ％ | | | | | |
| 廃止の理由 |  | | | | | |
| ※認定年月日  　　　　年　　　月　　　日 | | | | | ※受付 | |
| ※認定番号  第　　　　　　　号 | | | | |

注　１　※欄は，記入しないこと。

　　２　以下の書類を添付すること。

　　　　□　協定を廃止した理由書

　　　　□　廃止が当該協定を締結した者の過半数の合意によることを証する書類

　　　　□　前２号に掲げるもののほか，市長が必要と認める図書

様式第３２号（第３７条関係）

景 観 づ く り 市 民 協 定 認 定 取 消 通 知 書

第　　　　　　号

　　 年 月 日

　住所（所在地）

　氏名（名称及び代表者）　　　　　　　　　　様

大崎市長

　　　　年　　月　　日付け第　　号で認定した景観づくり市民協定について，大崎市景観条例第２４条第５項の規定により，景観づくり市民協定の認定を取り消しましたので通知します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 景観づくり市民協定  の名称 |  | | | | |
| 景観づくり市民協定の  認定年月日 | 年　　　　月　　　　日 | | | | |
| 景観づくり市民協定の  認定番号 | 第　　　　　　　　　号 | | | | |
| 土地所有者等の  人数 | 土地の  所有者 | 土地の  借地権者 | 法第９１条第  １項の規定に  よる借主 | 法第９１条第  ２項の規定に  よる権利者 | 合　　　計 |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 景観づくり市民協定廃止  合意者の人数  及び割合 | 人 ％ | | | | |
| 取り消しの理由 |  | | | | |
| 付記 |  | | | | |

様式第３３号（第３９条関係）

景　観　協　定　認　可　申　請　書

　　 年 月 日

大崎市長　様

申請者 住　　所（所在地）

氏　　名（名称及び代表者）

電話番号

　景観法第８１条第４項及び大崎市景観条例第２６条第１項の規定により，景観協定を締結したいので次のとおり申請します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 景観協定の名称 |  | | | | | |
| 土地所有者等の  人数 | 土地の  所　 有 　者 | 土地の  借地権者 | 法第９１条第  １項の規定に  よる借主 | 法第９１条第  ２項の規定に  よる権利者 | | 合　　　計 |
| 人 | 人 | 人 | 人 | | 人 |
| 景観協定区域 | 大崎市 | | | | | |
| 景観協定区域  隣接地 | 大崎市 | | | | | |
| 景観協定の  有効期間 | 年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで | | | | | |
| ※認可年月日  年　　　月　　　日 | | | | | ※受付 | |
| ※認可番号  第　　　　　　　号 | | | | |

注　１　※欄は，記入しないこと。

　　２　以下の書類を添付すること。

　　　　□　協定書の写し

　　　　□　景観協定区域を表示する図面

　　　　□　当該認可の申請人が代表者であることを証する書類

　　　　□　景観協定を締結した者の住所，氏名及び景観協定に関する合意を示す書類

　　　　□　前４号に掲げるもののほか，市長が必要と認める図書

様式第３４号（第４１条関係）

景　観　協　定　認　可　通　知　書

第　　　　　　号

　　 年 月 日

　住所（所在地）

　氏名（名称及び代表者）　　　　　　　　　　様

大崎市長

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった景観協定について，大崎市景観条例第２６条第２項の規定により，景観協定として認可しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 景観協定の名称 |  |
| 景観協定区域 |  |
| 認　可　番　号 | 第　　　　号 |
| 認　可　年　月　日 | 年　　　月　　　日 |
| 備　　　　　考 |  |

様式第３５号（第４１条関係）

景 観 協 定 の 認 可 を し な い 旨 の 通 知 書

第　　　　　　号

　　 年 月 日

　住所（所在地）

　氏名（名称及び代表者）　　　　　　　　　　様

大崎市長

年 月 日付けで申請のあった景観協定の認可について，大崎市景観条例施行規則第４１条第３項の規定により，認可しないこととしましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 景観協定の名称 |  |
| 認可しない理由 |  |
| 付　　　　　記 |  |

様式第３６号（第４２条関係）

景　観　協　定　変　更　届　出　書

　　 年 月 日

大崎市長　様

届出者 住　　所（所在地）

氏　　名（名称及び代表者）

電話番号

年　　月　　日付け第　　号で認可した景観協定について，景観法第８４条第１項及び大崎市景観条例第２６条第３項の規定により，景観協定の変更をしたいので次のとおり届け出します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 景観協定の名称 | |  | | | | | |
| 景観協定の  認可年月日 | | 年　　　　月　　　　日 | | | | | |
| 景観協定の  認可番号 | | 第　　　　　　　　　号 | | | | | |
| 変更後の  土地所有者等の  人数 | | 土地の  所有者 | 土地の  借地権者 | 法第９１条第  １項の規定に  よる借主 | 法第９１条第  ２項の規定に  よる権利者 | | 合　　　計 |
| 人 | 人 | 人 | 人 | | 人 |
| 変更事項 | 変更前 |  | | | | | |
| 変更後 |  | | | | | |
| 変更の理由 | |  | | | | | |
| ※認可年月日  年　　　月　　　日 | | | | | | ※受付 | |
| ※認可番号  第　　　　　　　号 | | | | | |

注　１　※欄は，記入しないこと。

　　２　以下の書類を添付すること。

　　　　□　変更後の協定書の写し

　　　　□　協定を変更した理由書

　　　　□　協定の対象となる区域を変更した場合は，当該変更後の区域を示す図面

　　　　□　前３号に掲げるもののほか，市長が必要と認める図書

様式第３７号（第４３条関係）

景　観　協　定　廃　止　届　出　書

　　 年 月 日

大崎市長　様

届出者 住　　所（所在地）

氏　　名（名称及び代表者）

電話番号

年　　月　　日付け第　　号で認可した景観協定について，景観法第８８条第１項及び大崎市景観条例第２６条第３項の規定により景観協定を廃止したいので，次のとおり届け出ます。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 景観協定の名称 |  | | | | | |
| 景観協定の  認可年月日 | 年　　　　月　　　　日 | | | | | |
| 景観協定の  認可番号 | 第　　　　　　　　　号 | | | | | |
| 土地所有者等の  人数 | 土地の  所有者 | 土地の  借地権者 | 法第９１条第  １項の規定に  よる借主 | 法第９１条第  ２項の規定に  よる権利者 | | 合　　　計 |
| 人 | 人 | 人 | 人 | | 人 |
| 景観協定廃止  合意者の人数  及び割合 | 人 ％ | | | | | |
| 廃止の理由 |  | | | | | |
| ※認可年月日  　　　　年　　　月　　　日 | | | | | ※受付 | |
| ※認可番号  第　　　　　　　号 | | | | |

注　１　※欄は，記入しないこと。

　　２　以下の書類を添付すること。

　　　　□　協定を廃止した理由書

　　　　□　廃止が当該協定を締結した者の過半数の合意によることを証する書類

　　　　□　前２号に掲げるもののほか，市長が必要と認める図書

様式第３８号（第４４条関係）

景　観　協　定　変　更　認　可　通　知　書

第　　　　　　号

　　 年 月 日

　住所（所在地）

　氏名（名称及び代表者）　　　　　　　　　　様

大崎市長

　　　　年　　月　　日付け第　　号で認可した景観協定の変更について，大崎市景観条例第２６条第３項の規定により，景観協定の変更を認可しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 景観協定の名称 |  |
| 景観協定区域 |  |
| 認　可　番　号 | 第　　　　号 |
| 認　可　年　月　日 | 年　　　月　　　日 |
| 備　　　　　考 |  |

様式第３９号（第４４条関係）

景　観　協　定　廃　止　認　可　通　知　書

第　　　　　　号

　　 年 月 日

　住所（所在地）

　氏名（名称及び代表者）　　　　　　　　　　様

大崎市長

　　　　年　　月　　日付け第　　号で認可した景観協定の廃止について，大崎市景観条例第２６条第３項の規定により，景観協定の廃止を認可しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 景観協定の名称 |  |
| 景観協定区域 |  |
| 認　可　番　号 | 第　　　　号 |
| 認　可　年　月　日 | 年　　　月　　　日 |
| 備　　　　　考 |  |

様式第４０号（第４５条関係）

景　観　協　定　認　可　取　消　通　知　書

第　　　　　　号

　　 年 月 日

　住所（所在地）

　氏名（名称及び代表者）　　　　　　　　　　様

大崎市長

年　　月　　日付け第　　号で認可した景観協定について，景観法第８８条第２項及び大崎市景観条例第２６条第４項の規定により，景観協定を取り消しましたので通知します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 景観協定の名称 |  | | | | |
| 景観協定の  認可年月日 | 年　　　　月　　　　日 | | | | |
| 景観協定の  認可番号 | 第　　　　　　　　　号 | | | | |
| 土地所有者等の  人数 | 土地の  所有者 | 土地の  借地権者 | 法第９１条第  １項の規定に  よる借主 | 法第９１条第  ２項の規定に  よる権利者 | 合　　　計 |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 景観協定廃止  合意者の人数  及び割合 | 人 ％ | | | | |
| 取り消しの理由 |  | | | | |

様式第４１号

景　観　形　成　チ　ェ　ッ　ク　シ　ー　ト

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名称等 |  | | |
| 行為地 |  | | |
| 行為の概要 |  | | |
| 該当するチェックシート | チェック欄 | | |
| □　建築物・工作物に対する景観形成基準 | | |
| A　土地利用に応じた基準 | □A‐１　自然景観 | |
| □A‐２　田園景観 | |
| □A‐３　市街地景観 | |
| B　景観資源に応じた基準（上乗せ基準） | | □B-１　水辺景観 |
| □B-２　沿道景観 |
| □B-３　歴史景観 |
| □B-４　暮らし景観 |
| □Ｃ　太陽光発電施設・風力発電施設に係る景観形成基準 | | |
| □Ｄ　開発行為に対する景観形成基準 | | |
| □Ｅ　屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積に対する景観形成基準 | | |
| □Ｆ　土地の開墾，土石の採取，鉱物の掘採その他土地の形質の変更に対する景観形成基準 | | |

注　文教・公共景観，にぎわい景観は，景観資源に応じた基準を設けない。

建築物・工作物に対する景観形成基準

Ａ　土地利用と対応した基準

Ａ－１　自然景観

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 配慮項目（景観形成基準） | | | チェック欄 |
| 配置・規模 | 周辺の景観と調和した配置・規模に努める。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 太陽光パネル等を設置する場合は，道路等の公共空間から見えないよう，山りょうの近傍にあっては，りょう線を乱さないように配慮する。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに，行為地内の優れた樹木・緑地等を保存し，建築物等の周辺の景観との調和に配慮した位置とする。敷地内に居久根等の樹木がある場合，これらを活かした配置とする。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 山りょうの近傍にあっては，りょう線を乱さないよう，建築物の位置や規模に配慮するように努める。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 連続する街並みを形成するところは，なるべく連続性のあるまとまった街並み景観を形成するよう配置する。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | | ※（指導事項） | |
| 形態・ 意匠 | 建物に太陽光パネル等を設置する場合は，建築物と一体的な形状・高さとし，反射が少なく，低明度・低彩度の目立たないものとするよう努める。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 周辺の景観や地域の特性に調和した，全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とする。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 設備機器を建築物の屋上又は屋外に設置する場合は，目立たないように遮蔽するか，建築物本体と調和したデザインとする。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 門塀等の外構施設は，周囲の景観と違和感のないものとする | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 橋りょう，擁壁等の構造物は，周辺環境や遠景，中景，近景に配慮した形態・意匠とする。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | | ※（指導事項） | |
| 色彩・素材 | 壁面及び屋根は，色彩基準に適合させる。ただし，壁面及び屋根の見付面積の１０分の１未満を構成する部分の色彩，自然素材や伝統的な素材・技法及びそれらに類するものを除く。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 建築設備等の色彩は，建築物本体及び周辺景観との調和が図られたものとする。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 工作物の色彩は，落ち着いた色彩で周辺景観及び建築物と調和が図られたものにする。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 配慮項目（景観形成基準） | | チェック欄 |
| 敷地の緑化 | 良好な沿道環境維持のため，生け垣又は塀やフェンスの前面への植栽は，きれいに整えるように努める。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 自然環境・田園景観・水辺を保全し借景として取り入れる。居久根などの管理に努める。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 既存樹木の保全やオープンスペースの活用等による敷地内緑化に努める。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 樹容又は樹勢の優れた樹木がある場合はできる限り保全し又は移植によって植栽を行う。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 駐車場や自転車置場，ごみ置場，機械室，倉庫などを設置する場合は，通りから見えにくい場所に配置したり，植栽で隠したりするなどして周辺の景観と調和させるよう努める。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |
| その他 | 閃光を発するものや点滅するような過度に明るい照明は使用しない。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 自動販売機等は，建築物との一体化などにより，単体として周囲から突出しないよう工夫する。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |

Ａ－２　田園景観

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 配慮項目（景観形成基準） | | | チェック欄 |
| 配置・規模 | 周辺の景観と調和した配置・規模に努める。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに，行為地内の優れた樹木・緑地等を保存し，建築物等の周辺の景観との調和に配慮した位置とする。敷地内に居久根等の樹木がある場合，これらを活かした配置とする。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 連続する街並みを形成するところは，なるべく連続性のあるまとまった街並み景観を形成するよう配置する。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | | ※（指導事項） | |
| 形態・ 意匠 | 周辺の景観や地域の特性に調和した，全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とする。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 設備機器を建築物の屋上又は屋外に設置する場合は，目立たないように遮蔽するか，建築物本体と調和したデザインとする。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 門塀等の外構施設は，周囲の景観と違和感のないものとする。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 屋根の勾配，軒の高さや外壁などは，歴史的建築物や伝統的家屋などの形態・意匠をデザインモチーフとする。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 地域固有の歴史的建造物や伝統的家屋などが見られる地区周辺では，その風情を損なわないよう，囲障には生け垣や竹垣，板塀や土塀など自然素材を用いる。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 橋梁，擁壁等の構造物は周辺環境や遠景，中景，近景に配慮した形態・意匠とする。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | | ※（指導事項） | |
| 色彩・素材 | 壁面及び屋根は，色彩基準に適合させる。ただし，壁面及び屋根の見付面積の1/10未満を構成する部分の色彩，自然素材や伝統的な素材・技法及びそれらに類するものを除く。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 建築設備等の色彩は，建築物本体及び周辺景観との調和が図られたものとする。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 集落地等においては，伝統的な建築物の色彩とすることを原則とし，原色や高彩度を避け，無彩色若しくは低彩度の色を用いて集落全体としての統一感を維持する。また，しっくいや板張りの壁面など，自然素材のもつ風合いが感じられる材料を積極的に用いる。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 工作物の色彩は，落ち着いた色彩で周辺景観及び建築物と調和が図られたものにする。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 配慮項目（景観形成基準） | | チェック欄 |
| 敷地の緑化 | 良好な沿道環境維持のため，生け垣又は塀やフェンスの前面への植栽は，きれいに整えるように努める。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 自然環境・田園景観・水辺を保全し借景として取り入れる。居久根などの管理に努める。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 既存樹木の保全やオープンスペースの活用等による敷地内緑化に努める。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 樹容又は樹勢の優れた樹木がある場合は，できる限り保全し又は移植によって植栽を行う。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 駐車場や自転車置場，ごみ置場，機械室，倉庫などを設置する場合は，通りから見えにくい場所に配置したり，植栽で隠したりするなどして周辺の景観や街並みと調和させるよう努める。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |
| その他 | 閃光を発するものや点滅するような過度に明るい照明は使用しない。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 工事現場の仮囲い等，一時的に設置させるものであっても，周囲からの見え方に配慮した修景を行う。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 自動販売機等は，建築物との一体化などにより，単体として周囲から突出しないよう工夫する。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |

Ａ－３　市街地景観

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 配慮項目（景観形成基準） | | チェック欄 |
| 配置・規模 | 周辺の景観と調和した配置・規模に努める。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 連続する街並み等の外壁線についての規則性がある場合を除いて，道路境界線及び隣地境界線からできる限り後退させ，ゆとりのある空間を確保する。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |
| 形態・ 意匠 | 周辺の景観や地域の特性に調和した，全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とする。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 設備機器を建築物の屋上又は屋外に設置する場合は，目立たないように遮蔽するか，建築物本体と調和したデザインとする。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 門塀等の外構施設は，周囲の景観と違和感のないものとする。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 屋根の勾配，軒の高さや外壁などは，歴史的建築物や伝統的家屋などの形態・意匠をデザインモチーフとする。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 地域固有の歴史的建造物や伝統的家屋などが見られる地区周辺では，その風情を損なわないよう，囲障には生け垣や竹垣，板塀や土塀など自然素材を用いる。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 商店街などの通りに面している場合は，街並みの連続性と地域らしさを創出する形態・意匠とする。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 外部の照明設備は，街並みの楽しさを創出するよう工夫する。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 行為地が商業地にある場合は，低層部はにぎわいの創造に配慮した用途とし，まちの魅力の創造に努める。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 中高層の建物において，長大な壁面が生じる場合は，壁面に凹凸をつけるなど，圧迫感の軽減かつ単調な印象とならないものとする。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 橋りょう，擁壁等の構造物は，周辺環境や遠景，中景，近景に配慮した意匠とする。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 配慮項目（景観形成基準） | | | チェック欄 |
| 色彩・素材 | 壁面及び屋根は，色彩基準に適合させる。ただし，壁面及び屋根の見付面積の５分の１未満を構成する部分の色彩，自然素材や伝統的な素材・技法及びそれらに類するものを除く。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 建築設備等の色彩は，建築物本体及び周辺景観との調和が図られたものとする。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 工作物の色彩は，落ち着いた色彩で周辺景観及び建築物と調和が図られたものにする。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | | |
| 敷地の緑化 | 敷地の接道部では，沿道の街並みやみどりの連続性の確保，圧迫感の軽減，歩行空間の魅力向上に配慮して，塀，さく，生け垣及び植栽などを工夫する。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 自然環境・田園景観・水辺を保全し借景として取り入れる。居久根などの管理に努める。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 道路等の公共空間に面する前面敷地については，建築物等が周囲に与える圧迫感を和らげ，歩行者や空間に潤いをもたらすよう，樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努める。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 既存樹木の保全やオープンスペースの活用等による敷地内緑化に努める。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 樹容又は樹勢の優れた樹木がある場合はできる限り保全し又は移植によって植栽を行う。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 行為地が工業地の場合は，見せるみどりの修景や隠すみどりの修景を積極的に取り入れ，敷地内緑化で沿道の緑化を補完する。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 駐車場や自転車置場，ごみ置場，機械室，倉庫などを設置する場合は，通りから見えにくい場所に配置したり，植栽で隠したりするなどして周辺の街並みと調和させるよう努める。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | | ※（指導事項） | |
| その他 | 工事現場の仮囲い等，一時的に設置させるものであっても，修景を行うなど，周囲からの見え方に配慮する。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 自動販売機等は，建築物との一体化などにより，単体として周囲から突出しないよう工夫する。 | | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | | ※（指導事項） | |

Ｂ　景観資源に応じた基準（上乗せ基準）

Ｂ－１　水辺景観

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 配慮項目（景観形成基準） | | チェック欄 |
| 配置・規模 | 自然地形，施設等と一体となった親水性に配慮した形態・意匠・色彩・配置とする。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 建物等は，河川の眺めに配慮した配置・形態・意匠とする。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |
| 敷地の緑化 | 生け垣の設置や既存樹木等の管理に努め，水辺景観との連続性に配慮する。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |

Ｂ－２　沿道景観

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 配慮項目（景観形成基準） | | チェック欄 |
| 配置・規模 | 建物等は，道路や鉄道からの眺めに配慮した配置・形態・意匠とする。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |

Ｂ－３　歴史景観

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 配慮項目（景観形成基準） | | チェック欄 |
| 配置・規模 | 歴史的建造物と調和した高さとするよう努める。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 歴史的建造物等の保存に努め，行為地がそれらの優れた景観資源に近接する場合は，景観の保全に配慮した位置とする。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |
| 色彩・素材 | 歴史的建造物が多い地域では，外観をできる限り，周囲の歴史的景観との調和に配慮した意匠・色彩とする。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |
| 敷地の緑化 | 敷地の緑化とともに，周辺の生け垣や板塀などとの連続性を確保するなど，周辺の歴史・文化景観との調和に努める。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |

Ｂ－４　暮らし景観

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 配慮項目（景観形成基準） | | チェック欄 |
| 形態・意匠 | 周辺の景観や地域の特性に調和した，全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とする。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |

Ｃ　太陽光発電施設・風力発電施設に係る景観形成基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 配慮項目（景観形成基準） | | チェック欄 |
| 配置・規模 | 太陽光パネル等を設置する場合は，道路等の公共空間から見えないよう，山稜の近傍にあっては，稜線を乱さないように配慮する。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 本市の文化財等の景観に影響を与える位置は避ける。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに，行為地内の優れた樹木・緑地等を保存し，建築物等の周辺の景観との調和に配慮した位置とする。敷地内に居久根等の樹木がある場合，これらを活かした配置とする。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |
| 形態・意匠 | 建物に太陽光パネル等を設置する場合は，建築物と一体的な形状・高さとし，反射が少なく，低明度・低彩度の目立たないものとするよう努める。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 風力発電施設を設置する場合は，支柱，ブレード，付帯設備等は周辺環境と調和する色彩とすること。また，複数設置する場合は，同色で統一する。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |
| 色彩・素材 | 工作物の色彩は，落ち着いた色彩で周辺景観及び建築物と調和が図られたものにする。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |
| 敷地の緑化 | 既存樹木の保全やオープンスペースの活用等による敷地内緑化を工夫する。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 樹容又は樹勢の優れた樹木がある場合は，できる限り保全し，又は移植によって植栽を行う。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |
| 遮蔽 | 行為地の周辺への樹木の植栽，塀や囲い等によって，周囲の道路や歩行者等からの遮蔽措置を講ずるよう努める。塀や囲い等を設ける場合は，その色彩を建築物の色彩基準に適合させるとともに，周辺の景観と調和させる。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |

Ｄ　開発行為に対する景観形成基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 配慮項目（景観形成基準） | | チェック欄 |
| 土地の形状 | 地形の改変をできる限り少なくし，従来の地形を活かしたものとする。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 市街地から眺望できる丘陵や樹林地では，地形の改変が市街地から目立たないよう計画する。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |
| 土地の緑化 | 樹容又は樹勢の優れた樹木がある場合は，できるだけ保存し又は移植によって修景に活かすよう努める。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |
| のり面の外観 | 周辺の植生との調和に配慮したのり面の緑化を行う。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |
| その他 | 行為地内に優れた景観を形成している樹林，河川等がある場合はそれらを保全し，修景に積極的に活用する。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |

Ｅ　屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積に対する景観形成基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 配慮項目（景観形成基準） | | チェック欄 |
| 貯蔵又は集積の方法 | 長期にわたる堆積は極力避けるものとする。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 堆積する場合は，道路等公共施設から見えにくい配置に配慮するとともに，周辺景観と調和した適切な修景に努める。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |
| 遮蔽 | 行為地の周辺への樹木の植栽，塀や囲い等によって，周囲の道路等からの遮蔽措置を講ずるよう努める。塀や囲い等を設ける場合は，その色彩を建築物の色彩基準に適合させるとともに，周辺の景観と調和させる。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 遮蔽に伴う植栽にあたっては，自然植生を考慮するとともに周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |

Ｆ　土地の開墾，土石の採取，鉱物の掘採その他土地の形質の変更に対する景観形成基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 配慮項目（景観形成基準） | | チェック欄 |
| 遮蔽 | 行為地の周囲への樹木の植栽等によって，周囲の道路からの遮蔽措置を講ずるよう努める。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |
| 跡地の形状 | 長大なのり面又は擁壁を生じさせないよう配慮する。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| のり面は，できる限り緩やかな勾配とし，ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させる。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |
| 跡地の緑化 | 周辺の自然植栽との調和に配慮したのり面の緑化を行う。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 行為地内の木竹は，保全するとともに，敷地の周囲は樹木等により，緑化する。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化を行う。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 緑化にあたっては，自然植生を考慮するとともに，周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 主要な視点場及び主要な道路からできる限り見えにくくなるよう，掘採又は採取の位置及び方法を工夫する。特に，市街地から眺望できる丘陵や樹林地では，地形の改変が市街地から目立たないよう計画する。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| 行為地内に優れた景観を形成している樹林，河川等がある場合は，それらを保全し，修景に積極的に活用する。 | | □はい　□いいえ □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |